感染症対策のための指針

（制定年月日：２０２０年7月１日）

社会福祉法人 手稲ロータス会

介護老人福祉施設 手稲ロータス

目　　次

第１条（感染症対策に関する基本方針）　…… １
第２条（注意すべき主な感染症）　…… １
第３条（感染症平常時の対応に関する基本方針）　…… １
第４条（感染症発生時の対応に関する基本方針）　…… ２
第５条（感染症予防委員会の設置）　…… ２
第６条（職員研修に関する基本方針）　…… ２
第７条（入居（利用）者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）　…… ３
第８条（その他）　…… ３

感染症対策のための指針

第１条（感染症対策に関する基本方針）

⑴ 介護老人福祉施設手稲ロータス及び手稲ロータス（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下、「当施設（事業所）」という。）は、感染症に対する抵抗力が低下している高齢者や、認知機能が低下していることにより感染対策への協力が難しい高齢者等が、集団で生活する場であることから、感染が広がりやすい環境にあることを認識しなければならない。

⑵ 感染者を完全になくすことは大変難しいことではあるが、施設内に感染源を持ち込ませないために様々な対策を実施し、集団生活における感染の被害を最小限にすることが求められる。

⑶ このような前提に立って、感染症を予防する体制を整備し、平常時から必要な対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図ることが必要となる。

第２条（注意すべき主な感染症）

高齢者介護施設において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられる。

⑴ 入居（利用）者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等がある。

⑵ 健康な人に感染を起こすことは少ないが、感染抵抗性の低下した人に発生する感染症

高齢者介護施設では、集団感染の可能性がある感染症で、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（ＭＲＳＡ 感染症）、緑膿菌感染症等の薬剤耐性菌による感染症がある。

⑶ 血液、体液を介して感染する感染症

基本的には、集団感染に発展する可能性が少ない感染症で、肝炎（Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎）等がある。

第３条（感染症平常時の対応に関する基本指針）

平常時において、当施設（事業所）は、入居（利用）者が安心・安全に日常生活を送ることができるよう、感染症の発生を未然に防ぐための必要な衛生管理及び感染予防対策を確実に実施することに最善を尽くすことを基本方針として、次の事項を日常的に行う。

⑴ 環境整備（共用部・居室・設備等の定期的な清掃・消毒）

⑵ 排せつ物、血液・体液・分泌物などの適切な処理と職員の衛生行動の徹底

⑶ 標準予防策（スタンダードプリコーション）の実践

⑷ 適切なタイミングでの手洗いと手指衛生の励行

⑸ 感染症の早期発見を目的とした入居（利用）者及び職員自身の健康状態の観察

⑹ 感染症予防対策に関する職員の意識づけの継続を目的とした定期的な研修及びシミュレーションの実施

第４条（感染症発生時の対応に関する基本方針）

感染症が発生した場合、当施設（事業所）は、入居（利用）者の生命や身体に重大な影響が生じないよう、入居（利用）者の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針として、迅速に次のことを行う。

⑴ 発生状況の把握
⑵ 感染拡大の防止
⑶ 医療措置
⑷ 行政への報告
⑸ 医療機関との連携

第５条（感染症予防委員会の設置）

⑴ 当施設（事業所）内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、入居（利用）者及び家族に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を施設全体で取り組むため、感染症予防委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
⑵ 委員会は、看護職員、介護職員、管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員及び生活相談員等の専門職で構成する。必要に応じ、嘱託医に対して参画を要請する。
⑶ 委員会は、毎月１回定期的に開催し、感染症の予防等の検討を行う。また、感染症発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。
⑷ 委員会の役割は、次のとおりとする。
① 施設内感染対策の立案
② 指針・マニュアル等の整備・更新
③ 入居（利用）者及び職員の健康状態の把握
④ 感染症発生時の措置（対応・報告）
⑤ 施設内感染対策に関する職員への啓蒙（周知・徹底）
⑥ 研修・教育計画の策定及び実施
⑦ 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

第６条（職員研修に関する基本方針）

当施設（事業所）の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及び蔓延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を感染症予防委員会の企画により、次のとおり実施する。

⑴ 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

⑵ 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年２回以上実施する。

⑶ 訓練（シミュレーション）

施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を年１回以上実施する。

第７条（入居（利用）者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

この「感染症対策のための指針」は、入居（利用）者及び家族の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設（事業所）のホームページ上に公表し、いつでも入居（利用）者及び家族が閲覧できるようにする。

第８条（その他）

この「感染症対策のための指針」は、介護老人福祉施設手稲ロータスに併設する手稲ロータス（介護予防）短期入所生活介護事業所事業所に適用する。

附　則

この指針は、2020 年７月１日から施行する。

附　則

この指針は、2021 年４月１日から施行する。

附　則

この指針は、2022 年４月１日から施行する。

附　則

この指針は、2023 年４月１日から施行する。

附　則

この指針は、2024 年４月１日から施行する。

附　則

この指針は、2025 年４月１日から施行する。

附　則

この指針は、2025 年８月１日から施行する。

附　則

この指針は、2026 年４月１日から施行する。